

## 税務

# 青色申告65万円控除は電子申告が条件に

令和8年度税制改正、一定条件満たす電子帳簿の場合は75万円に引上げ

要約

- 令和8年度税制改正、青色申告特別控除の見直しにより一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存する納税者を対象とした控除額の上限を75万円に引上げへ。
- 複式簿記の書面申告による控除額は55万円から10万円に引下げ。電子申告であれば65万円控除に。
- 簡易簿記の控除は対象者を限定へ。

令和7年度税制改正大綱には「所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業主の記帳水準の向上等に向けた検討を行う」旨が明記されていたところ、令和8年度税制改正では、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除が見直される運びとなった。

具体的には、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録などといった一定

の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として、青色申告特別控除額の上限を現行の65万円から75万円に引き上げる。さらに、現行では優良な電子帳簿等や電子申告などの条件を満たさない複式簿記における「書面申告」の控除額は55万円とされているところ、今回の改正後は控除額が10万円に大きく引き下げられる運びだ。この点、複式簿記の場合で電子申告を行っていれば65万円控除の適用を受けることができるだけに、複式簿記による書面申告の事業者の場合には、電子申告への切替えの準備をすすめる必要があるといえそうだ。なお、簡易簿記による控除(10万円)の適用は、事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者または事業としての規模に満たない不動産所得者や山林所得者に限定される方向である。

### 【表】記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し（案）

（出典：自民党税制調査会）

#### ○ 現行制度

| 条件                    | 控除額  |
|-----------------------|------|
| 複式簿記+イ～ハのいずれか         |      |
| イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）     | 65万円 |
| 口 請求書データ等との自動連携       |      |
| ハ 電子申告                |      |
| 複式簿記(上記イ～ハを満たさず=書面申告) | 55万円 |
| 簡易簿記                  | 10万円 |

（注1）簡易簿記については、i) 事業所得もしくは不動産所得に係る収入が1,000万円以下の納税者、又は、ii) 事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

（注2）本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

#### ○ 見直し案

| 条件                          | 控除額  |
|-----------------------------|------|
| 複式簿記+電子申告+イ・ロのいずれか          |      |
| イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）           | 75万円 |
| 口 請求書データ等との自動連携             |      |
| 複式簿記+電子申告                   | 65万円 |
| 複式簿記（書面申告）                  | 10万円 |
| 簡易簿記【対象を限定】 <sup>(注1)</sup> |      |